○　金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準（平成三十一年金融庁告示第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を削る。

改正後	改正前
第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　［略］ 二　総エクスポージャーの額　次に掲げる額をいう。 ［イ・ロ　略］ ハ　最終指定親会社にあっては、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十三号。以下「最終指定親会社レバレッジ比率告示」という。）第二条の算式の分母に相当する額 ［三～十　略］ 十一　最低所要総エクスポージャーベースＴＬＡＣ比率　別表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げる比率をいう。 ［十二～十四　略］	第一条　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　最終指定親会社にあっては、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十三号）第二条の算式の分母に相当する額 ［三～十　同上］ 十一　最低所要総エクスポージャーベースＴＬＡＣ比率　別表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げる比率をいう。ただし、例外的なマクロ経済環境を勘案して必要があると認められるときは、金融庁長官が別に定める比率とする。 ［十二～十四　同上］

（外部ＴＬＡＣ比率の計算方法）

第二条　［略］

２　国内処理対象最終指定親会社は、本邦における秩序ある処理の実施に当たり預金保険機構に事前に積み立てられた資金を資本再構築に用いることができる場合には、外部ＴＬＡＣ比率の算出に当たり、リスク・アセットの額に三・五パーセントを乗じて得た額を前項各号の分子に加えることができる。

［号を削る。］

［号を削る。］

３　［略］

４　第二項の規定を適用した場合において、総所要内部ＴＬＡＣ額が、国内処理対象最終指定親会社のリスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベースＴＬＡＣ比率を乗じて得た額から、リスク・アセットの額に三・五パーセントを乗じて得た額を控除した額を上回るときは、第一項第一号中「最低所要リスク・アセットベースＴＬＡＣ比率」とあるのは「総所要内部ＴＬＡＣ額に、リスク・アセットの額に三・五パーセントを乗じて得た額を加えて得た額をリスク・アセットの額で除して得た比率」とし、総所要内部ＴＬＡＣ額が、

（外部ＴＬＡＣ比率の計算方法）

第二条　［同上］

２　国内処理対象最終指定親会社は、本邦における秩序ある処理の実施に当たり預金保険機構に事前に積み立てられた資金を資本再構築に用いることができる場合には、外部ＴＬＡＣ比率の算出に当たり、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を前項各号の分子に加えることができる。

一　最低所要リスク・アセットベースＴＬＡＣ比率が十六パーセントである場合（第五条において「ＴＬＡＣ段階適用の場合」という。）　リスク・アセットの額に二・五パーセントを乗じて得た額

二　最低所要リスク・アセットベースＴＬＡＣ比率が十八パーセントである場合（第五条において「ＴＬＡＣ完全適用の場合」という。）　リスク・アセットの額に三・五パーセントを乗じて得た額

３　［同上］

４　第二項の規定を適用した場合において、総所要内部ＴＬＡＣ額が、国内処理対象最終指定親会社のリスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベースＴＬＡＣ比率を乗じて得た額から、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を上回るときは、第一項第一号中「最低所要リスク・アセットベースＴＬＡＣ比率」とあるのは「総所要内部ＴＬＡＣ額に、次項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額をリスク・アセットの額で除して得た比率」とし、総所要内部ＴＬＡＣ額が、

国内処理対象最終指定親会社の総エクスポージャーの額に最低所要総エクスポージャーベースＴＬＡＣ比率を乗じて得た額から、リスク・アセットの額に三・五パーセントを乗じて得た額を控除した額を上回るときは、同項第二号中「最低所要総エクスポージャーベースＴＬＡＣ比率」とあるのは「総所要内部ＴＬＡＣ額に、リスク・アセットの額に三・五パーセントを乗じて得た額を加えて得た額を総エクスポージャーの額で除して得た比率」とする。

５　［略］

（最低所要内部ＴＬＡＣ額の計算方法）

第五条　最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準であって、当該最終指定親会社が国内処理対象最終指定親会社である場合におけるその主要子会社グループに係る内部総損失吸収力及び資本再構築力（以下「内部ＴＬＡＣ額」という。）は、各主要子会社につき、次に掲げる算式により算出された額のいずれか大きい額（国際統一基準行に該当しない主要子会社にあっては、第一号に掲げる算式により算出された額。以下「最低所要内部ＴＬＡＣ額」という。）以上とする。

［一・二　略］

（注）

最低所要自己資本比率は、主要子会社が国際統一基準行の場合は８パーセント、国内基準行の場合は４パーセントＰは、2.25

国内処理対象最終指定親会社の総エクスポージャーの額に最低所要総エクスポージャーベースＴＬＡＣ比率を乗じて得た額から、第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を上回るときは、第一項第二号中「最低所要総エクスポージャーベースＴＬＡＣ比率」とあるのは「総所要内部ＴＬＡＣ額に、次項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額を総エクスポージャーの額で除して得た比率」とする。

５　［同上］

（最低所要内部ＴＬＡＣ額の計算方法）

第五条　［同上］

［一・二　同上］

（注）

最低所要自己資本比率は、主要子会社が国際統一基準行の場合は８パーセント、国内基準行の場合は４パーセントＰは、ＴＬＡＣ段階適用の場合は２、ＴＬＡＣ完全適用の場合は2.25

Lは、３パーセント

ただし、この算式中の「L×P」については、最終指定親会社レバレッジ比率告示第六条第六項の規定の適用があるときは、7.1パーセントとする。

２　前項の規定にかかわらず、主要子会社の親法人等である国内処理対象最終指定親会社が、本邦における秩序ある処理の実施に当たり預金保険機構に事前に積み立てられた資金を資本再構築に用いることができる場合には、次に掲げる算式により算出された額のいずれか大きい額（国際統一基準行に該当しない主要子会社にあつては、第一号に掲げる算式により算出された額）を最低所要内部ＴＬＡＣ額とすることができる。

［一・二　略］

（注）

Qは、18パーセント

Rは、3.5パーセント

Lは、３パーセント

Pは、2.25

ただし、この算式中の「L×P」については、最終指定親会社レバレッジ比率告示第六条第六項の規定の適用があるときは、7.1パーセントとする。

Lは、３パーセント

ただし、この算式中の「L×P」については、第一条第十一号ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率を適用するときは、当該比率をもってこれに代えることとする

２　［同上］

［一・二　同上］

（注）

Qは、ＴＬＡＣ段階適用の場合は16パーセント、ＴＬＡＣ完全適用の場合は18パーセント

Rは、ＴＬＡＣ段階適用の場合は2.5パーセント、ＴＬＡＣ完全適用の場合は3.5パーセント

Lは、３パーセント

Pは、ＴＬＡＣ段階適用の場合は２、ＴＬＡＣ完全適用の場合は2.25

ただし、この算式中の「L×P」については、第一条第十一号ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率を適用するときは、当該比率をもってこれに代えることとする

備考　表中の「　」の記載は注記である。